

# 令和6年度 大東市教育委員会 5月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

令和6年5月10日（金） 午前10時00分～午前10時40分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（4名）

- |           |        |
|-----------|--------|
| ・教育長      | 岡本 功   |
| ・教育長職務代理者 | 太田 忠雄  |
| ・教育委員     | 齊藤 めぐみ |
| ・教育委員     | 中野 健一郎 |

## 4. 出席説明員（14名）

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ・教育総務部長兼教育企画室長              | 北本 賢一 |
| ・学校教育政策部長                   | 渡邊 良  |
| ・教育総務部総括次長兼学校管理課長           | 芦田 雄一 |
| ・教育総務部次長兼教育総務課長             | 杉谷 明子 |
| ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長      | 村島 正浩 |
| ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 | 前島 康浩 |
| ・教育総務部教育総務課北条青少年教育センター所長    | 青木 浩之 |
| ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長       | 有東 良博 |
| ・教育総務部家庭・地域教育課長             | 長町 幸一 |
| ・学校教育政策部教職員課長               | 泉谷 匡俊 |
| ・学校教育政策部ICT教育戦略課長           | 川阪 栄介 |
| ・学校教育政策部課長兼教育研究所長           | 浅井 裕子 |
| ・学校教育政策部ICT教育戦略課参事          | 山本 和人 |
| ・教育総務部教育総務課課長補佐             | 西村 公江 |

## 5. 傍聴者 5名

## 6. 議事日程

- |         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名委員の指名について                                           |
| 日 程 第 2 | 教委議案第18号<br>大東市教育委員会会議規則及び大東市教育委員会傍聴規則の一部を<br>改正する規則について |
| 日 程 第 3 | 教委議案第19号<br>令和6年度大東市一般会計補正予算（第1次）【教育関係】に係る<br>意見聴取について   |
| 日 程 第 4 | 教委議案第20号<br>令和7年度大東市立中学校使用教科用図書調査員の任命について                |

## 7. 議案書

教委議案第 18 号

大東市教育委員会会議規則及び大東市教育委員会傍聴規則の一部  
を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第  
16 条の規定に基づき、大東市教育委員会会議規則及び大東市教育委員会傍聴規  
則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 10 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

教育委員会会議の活性化及び透明性の確保を目的として、会議構成や議事録の  
あり方について見直しを行い、その内容を反映させるため。

大東市教育委員会会議規則及び大東市教育委員会傍聴規則の一部を改正する  
規則（案）

令和     年     月     日  
教 委 規 則 第     号

（大東市教育委員会会議規則の一部改正）

第1条 大東市教育委員会会議規則（昭和31年教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第4条第1項中「。次項において同じ」を削り、「参加」を「出席」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（会議への出席等）

第4条 教育長及び委員は、前条第1項の規定により通知された日時及び場所に参加し、会議に出席しなければならない。

2 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して、その旨を教育長に届け出なければならない。

第11条を第17条とする。

第7条から第10条までを削る。

第6条の見出しを「（事件の動議）」に改め、同条を第11条とする。

第5条の次に次の5条を加える。

（開会等の宣告）

第6条 会議の開会、延会、休憩及び閉会は、教育長が宣告する。

（会議の順序）

第7条 会議は、おおむね次に掲げる順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 議事録に署名する委員の指名
- (3) 教育長の報告

(4) 議事

(5) その他

(6) 閉会の宣告

(議事の方法)

第8条 会議に付された事件の審議は、趣旨説明、質疑、討論、採決の順序で行う。ただし、教育長は、必要に応じ、質疑又は討論を省略することができる。

(委員の発言)

第9条 委員は、会議に付された事件について質疑し、又は討論で意見を述べるができる。この場合において、委員は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

(事件の採決)

第10条 会議に付された事件のうち採決を要するものについては、教育長が問題を宣告して採決する。

第11条の次に次の5条を加える。

(公開)

第12条 会議は、公開する。ただし、法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないことを議決したときは、この限りでない。

(非公開の議事等の扱い)

第13条 法第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を公開しないことを議決したときは、教育長は、直ちにその旨を宣告しなければならない。

2 教育長は、公開しない事件の議事が終了したときは、その旨及び会議を公開することを宣告しなければならない。

(関係者等の出席)

第14条 教育長は、事務局の職員を会議に出席させることができる。

2 教育長は、必要があると認めるときは、事件に関係のある者を会議に出席させることができる。

(議事録)

第15条 教育長は、事務局の職員をして議事録を作成させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第14条第7項ただし書の規定に基づき非公開とされた事件のうち、会議又は教育長において特に認めるものの議事録の作成は行わない。

3 議事録は、教育長及びその都度教育長の指名する委員 1 人が署名しなければならない。

4 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 教育長の報告の要旨
- (4) 議事の要旨
- (5) 議決、協議及び意見聴取並びに承認事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議又は教育長が必要と認めた事項

5 教育長は、第 3 項の規定による署名の後、遅滞なく、議事録を公表しなければならない。

(請願等)

第 16 条 委員会に対して請願又は陳情（以下この条において「請願等」という。）をしようとする者（以下この条において「請願者」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書に署名し、又は記名押印し、これを委員会に提出しなければならない。

- (1) 請願等の要旨
- (2) 請願者の住所（請願者が団体の場合にあっては、団体名及び代表者の住所）

2 請願等の審査は、議事の例による。

3 請願者は、教育長の許可する会議の時間内において、事情を述べることができる。

(大東市教育委員会傍聴規則の一部改正)

第 2 条 大東市教育委員会傍聴規則（平成 17 年教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(非公開の議事等の扱い)

第 6 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、会議を公開しないことを議決したときは、教育長は、傍聴人及び教育長が指定する者以外の者に退場を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市教育委員会会議規則新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○大東市教育委員会会議規則</p> <p>昭和31年4月30日<br/>教委規則第9号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第14条第9項及び第16条の規定に基づき、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事録の作成等及び会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月1回教育長が招集する。</p> <p>3 臨時会は、教育長が必要と認める場合又は2人以上の委員から書面により会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があった場合に教育長が招集する。</p> <p>(招集)</p> <p>第3条 教育長が会議の招集を行う場合は、会議開催の日</p> | <p>○大東市教育委員会会議規則</p> <p>昭和31年4月30日<br/>教委規則第9号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第14条第9項及び第16条の規定に基づき、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事録の作成等及び会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月1回教育長が招集する。</p> <p>3 臨時会は、教育長が必要と認める場合又は2人以上の委員から書面により会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があった場合に教育長が招集する。</p> <p>(招集)</p> <p>第3条 教育長が会議の招集を行う場合は、会議開催の日</p> |

時、場所及び会議に付議する事件を開催日前3日までに、書面で委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 会議の招集を行った場合には、教育長は、直ちに大東市教育委員会公告式規則（昭和31年教委規則第7号）第4条の規定に基づいて告示を行う。

3 会議の招集の通知又は告示を行った後に緊急を要する事件が生じたときは、前2項の規定にかかわらず直ちに会議に付議することができる。

（会議への出席等）

第4条 教育長及び委員は、前条第1項の規定により通知された日時及び場所に参加し、会議に出席しなければならない。

2 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して、その旨を教育長に届け出なければならない。

（出席の特例）

第5条 教育長及び委員は、次に掲げる場合であって、教育長が必要と認めたときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。）を活用して会議に出席することができる。

時、場所及び会議に付議する事件を開催日前3日までに、書面で委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 会議の招集を行った場合には、教育長は、直ちに大東市教育委員会公告式規則（昭和31年教委規則第7号）第4条の規定に基づいて告示を行う。

3 会議の招集の通知又は告示を行った後に緊急を要する事件が生じたときは、前2項の規定にかかわらず直ちに会議に付議することができる。

（出席の特例）

第4条 教育長及び委員は、次に掲げる場合であって、教育長が必要と認めたときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。次項において同じ。）を活用して会議に参加することができる。

- (1) 災害その他の理由により交通が遮断している場合
- (2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
- (3) 他の重要な用務により会議の開催場所に移動することが困難な場合
- (4) 会議が臨時に招集された場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により会議の開催場所への参集が困難であり、又は適当でない場合

(開会等の宣告)

第6条 会議の開会、延会、休憩及び閉会は、教育長が宣告する。

(会議の順序)

第7条 会議は、おおむね次に掲げる順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 議事録に署名する委員の指名

- (1) 災害その他の理由により交通が遮断している場合
- (2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
- (3) 他の重要な用務により会議の開催場所に移動することが困難な場合
- (4) 会議が臨時に招集された場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により会議の開催場所への参集が困難であり、又は適当でない場合

2 前項の場合において、オンラインを活用して会議に参加した教育長及び委員は、会議に出席したものとみなす。

(公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、法第14条第7項ただし書の規定に基づき教育長又は委員の発議により議決したときは、この限りでない。

(3) 教育長の報告

(4) 議事

(5) その他

(6) 閉会の宣告

(議事の方法)

第8条 会議に付された事件の審議は、趣旨説明、質疑、討論、採決の順序で行う。ただし、教育長は、必要に応じ、質疑又は討論を省略することができる。

(委員の発言)

第9条 委員は、会議に付された事件について質疑し、又は討論で意見を述べるができる。この場合において、委員は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

(事件の採決)

第10条 会議に付された事件のうち採決を要するものについては、教育長が問題を宣告して採決する。

(事件の動議)

第11条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議の提出があったときは、教育長は会議に諮って、これを議題としなければならない。

(動議)

第6条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議の提出があったときは、教育長は会議に諮って、これを議題としなければならない。

(議事録)

第7条 教育長は、事務局の職員をして議事録を作成させな

なければならない。ただし、第5条ただし書の規定に基づき非公開とされた会議については、この限りでない。

2 議事録は、教育長及びその都度教育長の指定する委員1人が署名し、次の会議において承認を受けなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた議事録は、速やかに公表するものとする。

(議事録の記載事項)

第8条 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開会及び閉会の年月日時

(2) 会議に出席した者の職及び氏名

(3) 教育長の報告の要旨

(4) 議題及び議事の要旨

(5) 議決事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた事項

(請願等)

第9条 委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において、事情をのべることができる。

(欠席の届出)

(公開)

第12条 会議は、公開する。ただし、法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないことを議決したときは、この限りでない。

(非公開の議事等の扱い)

第13条 法第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を公開しないことを議決したときは、教育長は、直ちにその旨を宣告しなければならない。

2 教育長は、公開しない事件の議事が終了したときは、その旨及び会議を公開することを宣告しなければならない。

(関係者等の出席)

第14条 教育長は、事務局の職員を会議に出席させることができる。

2 教育長は、必要があると認めるときは、事件に関係のある者を会議に出席させることができる。

(議事録)

第15条 教育長は、事務局の職員をして議事録を作成させなければならない。

第10条 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ、理由を付して教育長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第14条第7項ただし書の規定に基づき非公開とされた事件のうち、会議又は教育長において特に認めるものの議事録の作成は行わない。

3 議事録は、教育長及びその都度教育長の指名する委員1人が署名しなければならない。

4 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開会及び閉会の年月日時

(2) 会議に出席した者の職及び氏名

(3) 教育長の報告の要旨

(4) 議事の要旨

(5) 議決、協議及び意見聴取並びに承認事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議又は教育長が必要と認めた事項

5 教育長は、第3項の規定による署名の後、遅滞なく、議事録を公表しなければならない。

(請願等)

第16条 委員会に対して請願又は陳情（以下この条において「請願等」という。）をしようとする者（以下この条において「請願者」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書に署名し、又は記名押印し、これを委員会に提出しなければならない。

|                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(1) 請願等の要旨</u></p> <p><u>(2) 請願者の住所（請願者が団体の場合にあっては、団体名及び代表者の住所）</u></p> <p><u>2 請願等の審査は、議事の例による。</u></p> <p><u>3 請願者は、教育長の許可する会議の時間内において、事情を述べることができる。</u></p> <p>（雑則）</p> <p><u>第17条</u> この規則に定めるもののほか、会議の議事録の作成等及び会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。</p> | <p>（雑則）</p> <p><u>第11条</u> この規則に定めるもののほか、会議の議事録の作成等及び会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

大東市教育委員会傍聴規則新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○大東市教育委員会傍聴規則</p> <p>平成17年3月8日<br/>教委規則第1号</p> <p>大東市教育委員会傍聴人規則（昭和31年教委規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、大東市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（傍聴の手続）</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻の1時間前から30分前の間に、傍聴許可申請書（様式第1号）を大東市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、傍聴許可証（様式第2号）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の数は、教育長が定める数を限度とし、傍聴の申請者の数がその数を超える場合は、抽選により傍聴許可証の交付を受ける者を決定する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に</p> | <p>○大東市教育委員会傍聴規則</p> <p>平成17年3月8日<br/>教委規則第1号</p> <p>大東市教育委員会傍聴人規則（昭和31年教委規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、大東市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（傍聴の手続）</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻の1時間前から30分前の間に、傍聴許可申請書（様式第1号）を大東市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、傍聴許可証（様式第2号）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の数は、教育長が定める数を限度とし、傍聴の申請者の数がその数を超える場合は、抽選により傍聴許可証の交付を受ける者を決定する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に</p> |

認める者は、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯している者
  - (4) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者
  - (5) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が会議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認める者
- (傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え又は公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をし、又は騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。

認める者は、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯している者
  - (4) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者
  - (5) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が会議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認める者
- (傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え又は公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をし、又は騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話等音声を発する機器については、使用できないよう電源を切ること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。

2 第3条及び前項の規定にかかわらず、報道関係者であつて事前に教育長の許可を得た者については、撮影、録音等を行うことができる。

(非公開の議事等の扱い)

第6条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を公開しないことを議決したときは、教育長は、傍聴人及び教育長が指定する者以外の者に退場を命ずることができる。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長はこれを制止し、又は退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話等音声を発する機器については、使用できないよう電源を切ること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。

2 第3条及び前項の規定にかかわらず、報道関係者であつて事前に教育長の許可を得た者については、撮影、録音等を行うことができる。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長はこれを制止し、又は退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第8条 教育長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

第7条 教育長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

# ○大東市教育委員会会議規則

昭和31年4月30日

教委規則第9号

## (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第14条第9項及び第16条の規定に基づき、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事録の作成等及び会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会議の種類)

第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月（8月を除く。）1回教育長が招集する。

3 臨時会は、教育長が必要と認める場合又は2人以上の委員から書面により会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があった場合に教育長が招集する。

## (招集)

第3条 教育長が会議の招集を行う場合は、会議開催の日時、場所及び会議に付議する事件を開催日前3日までに、書面で委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 会議の招集を行った場合には、教育長は、直ちに大東市教育委員会公告式規則（昭和31年教委規則第7号）第4条の規定に基づいて告示を行う。

3 会議の招集の通知又は告示を行った後に緊急を要する事件が生じたときは、前2項の規定にかかわらず直ちに会議に付議することができる。

## (会議への出席等)

第4条 教育長及び委員は、前条第1項の規定により通知された日時及び場所に参加し、会議に出席しなければならない。

2 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して、その旨を教育長に届け出なければならない。

## (出席の特例)

第4条第5条 教育長及び委員は、次に掲げる場合であって、教育長が必要と認めたときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。~~次項において同じ。~~）を活用して会議に参加出席すること

ができる。

- (1) 災害その他の理由により交通が遮断している場合
- (2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
- (3) 他の重要な用務により会議の開催場所に移動することが困難な場合
- (4) 会議が臨時に招集された場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により会議の開催場所への参集が困難であり、又は適当でない場合

~~2 前項の場合において、オンラインを活用して会議に参加した教育長及び委員は、会議に出席したものとみなす。~~

~~—(公開)—~~

~~第5条 会議は、公開する。ただし、法第14条第7項ただし書の規定に基づき教育長又は委員の発議により議決したときは、この限りでない。~~

(開会等の宣告)

第6条 会議の開会、延会、休憩及び閉会は、教育長が宣告する。

(会議の順序)

第7条 会議は、おおむね次に掲げる順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 議事録に署名する委員の指名
- (3) 教育長の報告
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会の宣告

(議事の方法)

第8条 会議に付された事件の審議は、趣旨説明、質疑、討論、採決の順序で行う。ただし、教育長は、必要に応じ、質疑又は討論を省略することができる。

(委員の発言)

第9条 委員は、会議に付された事件について質疑し、又は討論で意見を述べることができる。この場合において、委員は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

(事件の採決)

第10条 会議に付された事件のうち採決を要するものについては、教育長が問題を宣告

して採決する。

(動議事件の動議)

第6条第11条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議の提出があったときは、教育長は会議に諮って、これを議題としなければならない。

—(議事録)—

第7条—教育長は、事務局の職員をして議事録を作成させなければならない。ただし、第5条ただし書の規定に基づき非公開とされた会議については、この限りでない。—

2—議事録は、教育長及びその都度教育長の指定する委員1人が署名し、次の会議において承認を受けなければならない。—

3—前項の規定により承認を受けた議事録は、速やかに公表するものとする。—

—(議事録の記載事項)—

第8条—議事録に記載する事項は、次のとおりとする。—

(1)—開会及び閉会の年月日時

(2)—会議に出席した者の職及び氏名

(3)—教育長の報告の要旨

(4)—議題及び議事の要旨

(5)—議決事項

(6)—前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた事項

—(請願等)—

第9条—委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において、事情をのべることができる。—

—(欠席の届出)—

第10条—委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ、理由を付して教育長に届け出なければならない。—

(公開)

第12条 会議は、公開する。ただし、法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないことを議決したときは、この限りでない。

(非公開の議事等の扱い)

第13条 法第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を公開しないことを議決した

ときは、教育長は、直ちにその旨を宣告しなければならない。

- 2 教育長は、公開しない事件の議事が終了したときは、その旨及び会議を公開することを宣告しなければならない。

(関係者等の出席)

第14条 教育長は、事務局の職員を会議に出席させることができる。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、事件に関係のある者を会議に出席させることができる。

(議事録)

第15条 教育長は、事務局の職員をして議事録を作成させなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第14条第7項ただし書の規定に基づき非公開とされた事件のうち、会議又は教育長において特に認めるものの議事録の作成は行わない。
- 3 議事録は、教育長及びその都度教育長の指名する委員1人が署名しなければならない。
- 4 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 開会及び閉会の年月日時
  - (2) 会議に出席した者の職及び氏名
  - (3) 教育長の報告の要旨
  - (4) 議事の要旨
  - (5) 議決、協議及び意見聴取並びに承認事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議又は教育長が必要と認めた事項
- 5 教育長は、第3項の規定による署名の後、遅滞なく、議事録を公表しなければならない。

(請願等)

第16条 委員会に対して請願又は陳情（以下この条において「請願等」という。）をしようとする者（以下この条において「請願者」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書に署名し、又は記名押印し、これを委員会に提出しなければならない。

- (1) 請願等の要旨
  - (2) 請願者の住所（請願者が団体の場合にあつては、団体名及び代表者の住所）
- 2 請願等の審査は、議事の例による。
- 3 請願者は、教育長の許可する会議の時間内において、事情を述べることができる。

(雑則)

~~第11条~~第17条 この規則に定めるもののほか、会議の議事録の作成等及び会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定に基づき引き続き在職する間は、第1条の規定による改正後の大東市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の大東市教育委員会傍聴規則、第3条の規定による改正後の大東市教育委員会事務局組織規則第1条、第4条の規定による改正後の大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則、第7条の規定による改正後の大東市教育委員会公告式規則、第8条の規定による改正後の大東市教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則、第9条の規定による改正後の大東市教育委員会公印規則別表第5項及び第10条の規定による改正後の大東市教育委員会事務局職員職名規則の規定並びに第11条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の大東市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の大東市教育委員会傍聴規則、第3条の規定による改正前の大東市教育委員会事務局組織規則第1条、第4条の規定による改正前の大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則、第7条の規定による改正前の大東市教育委員会公告式規則、第8条の規定による改正前の大東市教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則、第9条の規定による改正前の大東市教育委員会公印規則別表第5

項、第 10 条の規定による改正前の大東市教育委員会事務局職員職名規則及び第 11 条の規定による廃止前の大東市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和 4 年教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

# ○大東市教育委員会傍聴規則

平成17年3月8日

教委規則第1号

大東市教育委員会傍聴人規則（昭和31年教委規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、大東市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻の1時間前から30分前の間に、傍聴許可申請書（様式第1号）を大東市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、傍聴許可証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の数は、教育長が定める数を限度とし、傍聴の申請者の数がその数を超える場合は、抽選により傍聴許可証の交付を受ける者を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

（傍聴することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを携帯している者
- (4) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者
- (5) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が会議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え又は公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をし、又は騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話等音声を発する機器については、使用できないよう電源を切ること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。

2 第3条及び前項の規定にかかわらず、報道関係者であって事前に教育長の許可を得た者については、撮影、録音等を行うことができる。

(非公開の議事等の扱い)

第6条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を公開しないことを議決したときは、教育長は、傍聴人及び教育長が指定する者以外の者に退場を命ずることができる。

(違反に対する措置)

第6条第7条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長はこれを制止し、又は退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第7条第8条 教育長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条第9条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月8日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定に基づき引き続き在職する間は、第1条の規定による改正後の大東市教育委員会会議規則、第2条

の規定による改正後の大東市教育委員会傍聴規則、第3条の規定による改正後の大東市教育委員会事務局組織規則第1条、第4条の規定による改正後の大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則、第7条の規定による改正後の大東市教育委員会公告式規則、第8条の規定による改正後の大東市教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則、第9条の規定による改正後の大東市教育委員会公印規則別表第5項及び第10条の規定による改正後の大東市教育委員会事務局職員職名規則の規定並びに第11条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の大東市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の大東市教育委員会傍聴規則、第3条の規定による改正前の大東市教育委員会事務局組織規則第1条、第4条の規定による改正前の大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則、第7条の規定による改正前の大東市教育委員会公告式規則、第8条の規定による改正前の大東市教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則、第9条の規定による改正前の大東市教育委員会公印規則別表第5項、第10条の規定による改正前の大東市教育委員会事務局職員職名規則及び第11条の規定による廃止前の大東市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

様式第1号(第2条関係)

傍聴許可申請書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会教育長

(申請者)住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日開催の大東市教育委員会の会議の傍聴について、大東市教育委員会傍聴規則を遵守しますので、傍聴の許可を申請します。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

許可番号

傍聴許可証

大東市教育委員会

## 8. 会議録

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岡本教育長 | 定刻になりました。<br>開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 北本部長  | 本日の出席は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。<br>澤田委員からご欠席の旨を頂戴しております。<br>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 岡本教育長 | 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から5月の教育委員会定例会を開催いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 岡本教育長 | 傍聴にお越しの皆様、本日は令和6年5月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 岡本教育長 | それでは、議事に入らせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 岡本教育長 | 日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 岡本教育長 | 次に、日程第2 教委議案第18号 大東市教育委員会会議規則及び大東市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 杉谷次長  | 議案第18号「大東市教育委員会会議規則及び大東市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について」、ご提案申し上げます。<br>本議案は、教育委員会会議の活性化及び透明性の確保を目的として、会議構成や議事録のあり方について見直しを行い、その内容を反映させるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第16条の規定に基づき制定を行うものでございます。<br>主な改正点としては、4点ございます。<br>まず1点めは、会議の構成を一部変更したいと考えております。議案書の次のページをご覧ください。「大東市教育委員会会議規則及び大東市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則（案）」の一番下の「第7条」をご覧ください。会議の順序を規定すると共に、「教育長の報告」として、教育長が参加された行事や参加予定の行事について報告する場を新たに創りたいと考えております。また、それを受けまして、教育委員の皆様からのご発言いただけるような場になればと考えております。<br>2点めは、次のページをお願いいたします。一番下の第15条の各項のように、議事録への記載事項を明確にいたしました。<br>3点めは、これまで運用はしているものの、規則に規定がなかった事項に関する規程を加え、明文化いたしました。<br>そして、最後に、会議規則の一部改正に併せ、傍聴規則におきましても、非公開案件の審議に係る傍聴人の退場についても規定いたしま |

した。

詳細は、新旧対照表のとおりでございます。

施行は、公布の日でございます。

説明は以上でございます。

何卒ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

齊藤委員

傍聴規則の新旧対照表ですが、「傍聴人の数は、教育長が定める数を限度とし」というのは新旧変わりませんが、定める人数は何人と決まっているのでしょうか。今回の変更とは関係ない質問かもしれませんが教えてください。

杉谷次長

今回のところには規定はないのですが、傍聴規則にあったかと思えます。後ほど回答させていただきます。

岡本教育長

では傍聴の人数についてご質問ございましたが、それについては後ほどまたご説明いただくとして、今回のこの規則の一部改正につきましては他にございませんか。

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決しました。

では6月定例会より新規則に基づいた会議構成により実施いたしたいと思います。

岡本教育長

次に、日程第3 教委議案第19号 令和6年度大東市一般会計補正予算（第1次）【教育関係】に係る意見聴取について、及び、日程第4 教委議案第20号 令和7年度大東市立中学校使用教科用図書調査員の任命について、を議題とします。

岡本教育長

なお、この案件につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手を願います。

【挙手全員】

岡本教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴にお越しの皆様は、一旦退席をお願いします。事務局職員は別室に誘導をお願いします。

【非公開】

岡本教育長

それでは、教委議案第19号及び教委議案第20号の審議が終了し

ましたので、ただ今から定例会を公開とします。

ここで先ほど審議いたしました教委議案第 18 号のときに質問がございました件につきまして、杉谷次長お願いいたします。

杉谷次長

教委議案第 18 号で齊藤委員よりご質問がありました件について、答弁申し上げます。新旧対照表のことにつきまして、大東市教育委員会傍聴規則第 2 条第 2 項に基づきまして、記載があります通り、傍聴人の人数につきましては、教育長が定める数ということで、傍聴の申し出数がその数を超える場合は抽選により、ということになっておりますので規定はしておりません。

以上でございます。

岡本教育長

以上で本日の議事は全て終了となりました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

各教育委員から意見等について

- ・ 子どもの進学により家庭の生活リズムが大きく変わることに  
ついて
- ・ 気持ちが動き、行動したくなる言葉のかけ方について
- ・ 家庭訪問の方法の見直しの提案について

岡本教育長

以上をもちまして、5 月定例会を終了といたします。  
どうもありがとうございました。

以上

令和 6 年 5 月 3 1 日

岡本教育長

太田委員